

京都市告示第677号

地方税法第416条第1項の規定に基づき、令和5年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり市税事務所の各固定資産税担当窓口及び各区役所・支所内の臨時窓口（当該区役所又は支所の所管区域に所在する資産のみ）において納税者の縦覧に供します。

令和5年3月10日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

市税事務所の各固定資産税担当窓口においては、令和5年4月1日から同年5月1日まで

各区役所・支所内の臨時窓口においては、令和5年4月1日から同年4月14日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。

また、縦覧時間は、各縦覧場所の開庁時間に従います。

2 縦覧場所

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所	
北区	北区の所管区域内	市税事務所固定資産税第1担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光5階）	北区役所（北区紫野東御所田町33番地の1）
上京区	上京区の所管区域内		上京区役所（上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地）
左京区	左京区の所管区域内		左京区役所（左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2）
山科区	山科区の所管区域内	市税事務所固定資産税第2担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光6階）	山科区役所（山科区栴辻池尻町14番地の2）
伏見区	深草支所及び醍醐支所の所管区域を除く伏見区の所管区域内		伏見区役所（伏見区鷹匠町39番地の2）
	深草支所の所管区域内		深草支所（伏見区深草向畑町93番地の1）
	醍醐支所の所管区域内		醍醐支所（伏見区醍醐大構町28番地）

区 名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所	
右京区	右京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第3担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階）	右京区役所（右京区太秦下刑部町12番地）
西京区	洛西支所の所管区域を除く西京区の所管区域内		西京区役所（西京区上桂森下町25番地の1）
	洛西支所の所管区域内		洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2）
中京区	中京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第4担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光8階）	中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地）
東山区	東山区の所管区域内		東山区役所（東山区清水五丁目130番地の6）
下京区	下京区の所管区域内		下京区役所（下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8）
南 区	南区の所管区域内		南区役所（南区西九条南田町1番地の3）

（行財政局税務部資産税課）